

日本国内に住所を有している被扶養者用

扶養状況説明書(申立書)

この書類は、被保険者が記入してください。
添付書類の記号は別紙を参照してください。

私は、被扶養者認定に関して、次のとおり申し立てます。

保険証の記号番号	被保険者の氏名	被保険者の収入
-		月額：約 万円・年額：約 万円 (年金等給与以外の収入を含む) (賞与・年金・他収入を含む)

この書類は、認定対象者ごとに1枚作成してください。
ただし、高校生以下で無収入の子は連名で記入できます。

高校生以下	認定対象者の氏名		続柄	年齢	要添付書類
	氏名	年齢		歳	
					R

下記の①～⑦に記入してください。ただし、高校生以下無収入の子は①、④、⑦のみ記入してください。

① 届出の理由 (該当する番号に○)	
1. 被保険者が新規に資格取得した	2. 子が生まれた
3-1. 認定対象者が退職した	3-2. 雇用保険失業給付の受給が終了した
4. 認定対象者の収入が基準内に減った	5. 被保険者と結婚した
6. その他()	

② 左記の事由に該当した日
令和 年 月 日

認定対象者の収入	③ 収入有	収入区分 (該当するすべての番号に○および☑)	収入額	要添付書類
		1. 給与収入(<input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> その他)	平均月額 円	Cと学生はB
		2. 年金(<input type="checkbox"/> 老齢 <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 遺族)を受給(手続)中	年額 円	D
		3. 雇用保険の失業給付を受給中	日額 円	G
		4. 健康保険の傷病または出産手当金を受給(手続)中	日額 円	K
		5. 事業収入(<input type="checkbox"/> 自営 <input type="checkbox"/> 不動産 <input type="checkbox"/> その他)	年額 円	L
		6. その他()	年額 円	M
無収入	④ 無収入	現在の状況 (該当する番号に○および☑)		要添付書類
		1. 無職 <input type="checkbox"/> 就労予定無し <input type="checkbox"/> 就職活動中 → 雇用保険失業給付の受給権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 妊娠・育児中 → 出産手当金の受給権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 出産日: <input type="checkbox"/> 病気療養中 → 傷病手当金の受給権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無、障害年金の受給権 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 学生(アルバイト収入等なし)		AとS ただし、学生はBのみで可
		2. その他()		

認定対象者の住居等	④ 同居	同一世帯で被保険者と認定対象者以外に収入のある方が <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない	要添付書類
		上記「 <input checked="" type="checkbox"/> いる」の場合 その方と被保険者の続柄(複数いる場合は最高収入者) その方の収入額 <input type="checkbox"/> 給与 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> その他 合計年収 約 万円 その方が扶養できない理由()	N
別居	④ 別居	別居の理由は <input type="checkbox"/> 被保険者が単身赴任のため <input type="checkbox"/> 学生の子が通学のため <input type="checkbox"/> それ以外	要添付書類
		認定対象者と同居する人が <input type="checkbox"/> いる → <input type="checkbox"/> いない 認定対象者にその方の金銭的支援が <input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> 一部ある <input type="checkbox"/> ない 認定対象者の生活費 月額 円 被保険者の仕送額 月額 円 被保険者以外に認定対象者へ <input type="checkbox"/> いる → <input type="checkbox"/> いない 仕送りしている人が <input type="checkbox"/> いない その方との続柄 その方の仕送額 月額 円	NとOかP (Qを依頼する場合あり)

⑤ 認定対象が父母のいずれか一方の場合のみ	認定対象者の配偶者は <input type="checkbox"/> 認定済 <input type="checkbox"/> 認定外 → <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 他
-----------------------	---

4年以内対象者が退職後	⑥ 雇用保険失業給付に係る申立(該当に○☑)	要添付書類
	1. 失業給付は受給できない <input type="checkbox"/> 既に受給済 <input type="checkbox"/> 加入期間不足 <input type="checkbox"/> 雇用保険に未加入であった	GかEかFかI
	2. 就労する意思がないため 受給手続きを行わない	(EかFかG)とJ
	3. 手続き中(今後受給予定) <input type="checkbox"/> 待期・給付制限期間中 <input type="checkbox"/> 受給期間延長中または延長予定 (出産・育児・疾病・負傷のため)	(EかG)とJ (EとJ)か(GとHとJ)
	4. 現在受給している	G

認定対象者が子の場合のみ	⑦ 被保険者の配偶者が被扶養者にできない理由(該当に○☑)	要添付書類
	1. 配偶者は無収入または被保険者より収入が少ない (・配偶者は当組合の被扶養者に <input type="checkbox"/> なっている <input type="checkbox"/> 申請中 <input type="checkbox"/> なっていない ・配偶者の年収：約 万円	CかL (配偶者が当組合の被扶養者である場合は不要)
	2. 現在、配偶者はいない <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他	
	3. その他()	

添付書類(記号説明)

指定された記号の書類を添付してください。

(原本)の表示がないものはコピーで可

A	<p>「所得証明書(原本)」または「非課税証明書(原本)」 ただし、認定対象者が高校生以下で無収入の場合は不要です。</p> <p>また、高校生以下の子以外でも、次の両方に該当する場合は省略することができます。</p> <p>① 異動届に認定対象者の個人番号と住所が記載している。(当組合から市区町村に確認を取ることがあります。) ② 認定対象者が所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを事業主が確認し、異動届の事業主確認欄の口に✓を付している。</p>
B	「学生証」か「在学証明書(原本)」
C	労働契約の内容により年間収入がわかる書類(雇用契約書・労働条件通知書等)。通知内容で年間収入が判定できない場合は直近3カ月分の「給与明細書」も必要。
D	直近の「年金振込通知書」か「年金額改定通知書」
E	「離職票1と2」
F	「雇用保険資格喪失確認通知書」
G	「雇用保険受給資格者証」(両面)
H	「雇用保険受給期間延長通知書」
I	雇用保険に未加入であった旨が付記してある事業主が交付する「退職証明書(原本)」、公務員の場合は共済組合の交付する「資格喪失証明書(原本)」
J	「誓約書(原本)」(当組合ホームページの書式ダウンロードから印刷してください)
K	傷病手当金または出産手当金の「支給決定通知書」等、給付金額を確認できる書類
L	直近の「確定申告書(控)」と「収支内訳書(控)」
M	年収または月収の額を確認できる書類
N	<p>認定対象者が属する「世帯全員の住民票(原本、続柄を省略しないもの)」 ただし、次に該当する場合は省略できます</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯の場合は、認定対象者が配偶者または子であり、同一世帯であることを事業主が確認し、異動届の事業主確認欄の口に✓を付しているとき。 ・別世帯の場合は、被保険者が単身赴任しているため、または学生(夜間を除く)の子が通学のために別居しているとき。
O	<p>直近6ヶ月分の振込先・振込者が確認できる「預金通帳」など、送金の場合は「現金書留の控え」 ただし、被保険者が単身赴任しているため、または学生(夜間を除く)の子が通学のための別居であるときは省略できます。(仕送りの書類がない場合や年間一括送金などは、主たる生計維持関係を公平に確認できないため扶養認定できません)</p>
P	これから扶養(送金)を開始する方は、初回送金の確認書類と「仕送りに関する申立書」(書式については個別に当組合までお問い合わせください)
Q	認定対象者の「生計費の明細書」(別途、当組合から提出依頼したときのみで可)
R	<p>「戸籍抄本」か「戸籍謄本」または「世帯全員の住民票(原本、続柄を省略しないもの)」 ただし、内縁関係にある場合を除き、次の両方に該当する場合は省略できます。</p> <p>① 被保険者と認定対象者の個人番号と住所の届出されている。(当組合から市区町村に確認を取ることがあります。) ② 被保険者との続柄に関して事業主が確認し、事業主確認欄の口に✓を付している。</p> <p>内縁関係である場合は、「戸籍抄本」か「戸籍謄本」と「世帯全員の住民票(原本、続柄を省略しないもの)」の両方が必要</p>
S	老齢年金を受給できる年齢にも関わらず老齢年金を受給していない場合、または配偶者が死亡しているが遺族年金を受給していない場合は、「年金を受給できない理由書」(所定の様式はありません)

指定書類のみで生計維持関係の審査が不十分な場合は、指定書類以外に別途確認書類の提出を依頼することがあります。